

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	三島町

三島町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 三島町産業建設課
所 在 地 福島県大沼郡三島町大字宮下字宮下 3 5 0 番地
電 話 番 号 0 2 4 1 - 4 8 - 5 5 6 6
F A X 番 号 0 2 4 1 - 4 8 - 5 5 4 4
メールアドレス sanken@town.mishima.fukushima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	三島町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ツキノワグマ	果樹	7 千円 1a
	野菜	764 千円 20a
	その他（花き）	82 千円 1a
	（小 計）	853 千円 22a
イノシシ	稲	39 千円 3a
	雑穀（そば）	110 千円 80a
	野菜	142 千円 10a
	いも類	459 千円 33a
	その他（花き）	1,633 千円 10a
	（小 計）	2,383 千円 136a
ニホンザル	果樹	248 千円 3a
	いも類	98 千円 7a
	（小 計）	346 千円 10a
ニホンジカ	—	—
	（小 計）	—
	【農作物被害合計】	3,582 千円 168a

(2) 被害の傾向

当町の鳥獣被害はツキノワグマ及びイノシシによる農作物の被害がほとんどであったが、近年では町内の人家付近においてニホンザルやニホンジカの出没と農作物への被害が増加傾向にあり、罠の設置による捕獲・駆除だけでは対応が困難となっている。また、ツキノワグマ及びイノシシについては農作物だけではなく依然として人家付近の出没が多いため人的被害の発生が懸念される。

【ツキノワグマ】

農作物の作付けが始まる春先から田や畑に出没し、収穫や山のエサが実り始める6月から11月頃に出没や被害が多く、冬眠前の11月後半まで木の実や柿の実を探している。町内のほとんどの地区で出没が確認され、中には人

家の近くまで出沒しており、人的被害の危険性も非常に高い。

【イノシシ】

田や畑への被害が増加しており、農作物の作付けが始まる春先、近年は暖冬による雪融けが早いため3月下旬から田に出沒し、特に田植え前の5月から11月頃まで出沒や被害が発生している。出沒の区域は山間部が中心で人家から離れた田や畑の被害が多く、今般は人家付近の畑の被害も発生し、秋にはそばの被害（農地被害含む）も増加している（主に滝谷、桧原、川井、大登、大谷、間方、西方、大石田、名入、滝原、早戸地区）。また、農作物だけでなく田のほ場や畦畔を掘る習性があり農道までの被害が発生しているため、農業者の営農継続意欲の減退を招く要因となっている。

【ニホンザル】

これまで特定の地区（高清水、滝原、早戸地区）において、目撃情報や農作物の被害が発生していた。しかし、令和5年頃から今まで出沒があまりなかった地区においても出沒（単独又は集団）及び農作物や柿の木等への被害が報告されており、個体数の増加による被害地域の拡大、隣接町村からの行き来による個体数の更なる増加が懸念されている。

【ニホンジカ】

これまで特定の地区（大谷、川井地区）において、自家消費用の農作物の被害があった。近年では、他の地区にも出沒範囲が拡がり目撃情報があるため、個体数の増加による被害地域の拡大が懸念されている。

（3）被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
農作物被害額		
ツキノワグマ	853千円	850千円
イノシシ	2,383千円	2,300千円
ニホンザル	346千円	340千円
ニホンジカ	—千円	—千円
合 計	3,582千円	3,490千円
農作物被害面積		
ツキノワグマ	22a	20a
イノシシ	136a	135a
ニホンザル	10a	7a
ニホンジカ	—a	—a
合 計	168a	162a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・鳥獣被害対策実施隊を中心とした銃器や箱わな等による捕獲。 ・イノシシ用くくり罠の購入。 ニホンザル専用の箱わな購入。 ・センサーカメラ、トランシーバーの購入。 ・ICT 鳥獣捕獲検知システム購入。 ・狩猟免許や銃所持許可の取得及び更新に対する補助金交付。	・捕獲従事者が高齢化に伴い不足している。 ⇒ 担い手（若い世代含む）の育成のための補助制度の継続と住民に対する周知徹底。 ・イノシシ捕獲に関するわな設置者の不足とニホンザルの捕獲実績がないため、捕獲技術等に関する知識不足している。
防護柵の設置等に関する取組	・電気柵等の設置に対する町補助金交付。 ・被害防止のため、花火等による追い払い活動の実施。 ・放任果樹伐採の実施。 ・ICT 鳥獣捕獲検知システム購入。 ・広報誌や防災無線等を活用した被害防止啓発。	・令和3年度より町補助対象枠の拡充に伴い各地区において電気柵の設置は増加したが、依然農作物や農地被害が発生している。 ・花火に慣れが生じているため、効果が薄くなっている。今後地域住民を対象とした正しい追い払い方法を伝達し地域ぐるみでの対策を図りたい。 ・捕獲や被害防除だけではなく、生息環境整備も含めて取り組む必要がある。
生息環境管理その他の取組	・新技術（ドローン）を活用した生息地調査の実施。	・令和3年度から生息地調査を実施し、冬期間の狩猟（巻狩り）にて個体数の削減を目標として取り組んできた。しかし、年々イノシシによる農地被害が拡大していることから、春先に向けた対策に繋がる生息地調査として取り組み農作物等への被害縮小を図る必要がある。

(5) 今後の取組方針

従来の捕獲中心の対策だけではなく、鳥獣を人里に誘き寄せないための「生息環境整備」、防護柵設置など農地を直接守る「被害防除」、有害鳥獣捕獲による「個体数調整」の3つ対策を総合的に進めていくことが重要である。

生息環境整備については、地区単位での間伐・除伐・下刈等による緩衝地帯整備や、誘因物となる放任果樹（栗、柿、桑の木等）の伐採等を支援し、未然の被害防止を図る。緩衝地帯整備に関しては、令和6年度にモデル地区として1地区を選定し、地区と協働して草刈りを実施し、福島大学との連携によりセンサーカメラを設置し出没情報の収集に努め、今後電気柵の設置や間伐等の対策を検討し、他の地区への対策にも繋がるよう取り組んでいく。

また、今般イノシシによる農作物以外の田畑や田のほ場又は畦畔（農道含む）等の被害が深刻な状況となっているため、冬期間において新技術（ドローン）の活用を図り、鳥獣の行動形跡や生息地を把握する調査を実施し、農作業が始まる春先に向けた対策に適用させ被害縮小に向けた取り組みを図る。

被害防除については、令和3年度より町電気柵等設置補助金の上限や採択要件を拡充し、個人以外にも法人等（1ha以上）、地区や集落協定・鳥獣対策団体等へ対象枠を拡充し支援しており、令和7年度以降も継続的な支援を行い集落単位での電気柵設置を推進していく。また、各地区において電気柵の設置が普及してきたが、未だ耕作農地や隣接する自己保全農地への対策が進んでいない箇所があり被害が発生しているため、地域住民に対する町補助金の活用を周知することに加えて被害抑制に繋がる設置方法等に関する助言に努める。

有害捕獲については、銃器と箱わなによるツキノワグマの捕獲が中心となっているが、獣種の多様化に対応するためにイノシシやニホンジカ用のくくり罠やサル専用の捕獲檻を導入し積極的な設置に努め、個体数の削減を図る。また、鳥獣被害対策実施隊員の高齢化による捕獲従事者の不足対策として、狩猟免許や銃所持許可等の取得及び更新に対する補助を継続して支援し、後継者や若者世代の担い手の確保を図る。

なお、行政主導ではなく地域住民が主体となって被害防止対策を講じられるように意識啓発を図り、効果的な被害対策に向けた体制づくりを目指す。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

町に住所を有する狩猟免許所持者の中から、町長が委嘱を行い、町担当課と鳥獣被害対策実施隊を組織する。捕獲については、三島町と鳥獣被害対策実施隊員が捕獲時期や捕獲場所について協議し実施する。

（令和6年4月1日委嘱：実施隊員15名（3名が狩猟免許を新規取得しており、令和7年度からは18名体制となる。））

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
7	ツキノワグマ イノシシ ニホンザル ニホンジカ	・イノシシ及びニホンジカ用くくり罠の購入（100 基） ・センサーカメラの購入（8 基） ・ICT 鳥獣捕獲検知システムの購入（子機：10 基） ・放任果樹伐採（委託） ・有害鳥獣生息地調査（委託） ・捕獲技術、追い払い花火技術の向上を図るため、隊員や地域住民との講習会を実施。 ・狩猟免許や銃所持許可等の取得及び更新に対する補助を継続し、後継者や担い手の確保を図る。
8	ツキノワグマ イノシシ ニホンザル ニホンジカ	・イノシシ及びニホンジカ用くくり罠の購入（100 基） ・センサーカメラの購入（8 基） ・ICT 鳥獣捕獲検知システムの購入（子機：10 基） ・放任果樹伐採（委託） ・有害鳥獣生息地調査（委託） ・捕獲技術、追い払い花火技術の向上を図るため、隊員や地域住民との講習会を実施。 ・狩猟免許や銃所持許可等の取得及び更新に対する補助を継続し、後継者や担い手の確保を図る。
9	ツキノワグマ イノシシ ニホンザル ニホンジカ	・イノシシ及びニホンジカ用くくり罠の購入（100 基） ・センサーカメラの購入（8 基） ・ICT 鳥獣捕獲検知システムの購入（子機：10 基） ・放任果樹伐採（委託） ・有害鳥獣生息地調査（委託） ・捕獲技術、追い払い花火技術の向上を図るため、隊員や地域住民との講習会を実施。 ・狩猟免許や銃所持許可等の取得及び更新に対する補助を継続し、後継者や担い手の確保を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画（福島県第 14 次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画）、及び福島県ツキノワグマ管理計画、福島県イノシシ管理計画、福島県ニホンザル管理計画、福島県ニホンジカ管理計画の基準に基づき捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ツキノワグマ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画（福島県第14次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画）及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画（福島県第14次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画）及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画（福島県第14次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画）及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による。
イノシシ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画（福島県第14次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画）及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標頭数：20頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画（福島県第14次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画）及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標頭数：25頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画（福島県第14次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画）及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標頭数：30頭
ニホンザル	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画（福島県第14次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画）及び福島県ニホンザル管理計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画（福島県第14次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画）及び福島県ニホンザル管理計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画（福島県第14次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画）及び福島県ニホンザル管理計画に基づく基準による。
ニホンジカ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画（福島県第14次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画）及び福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標頭数：15頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画（福島県第14次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画）及び福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標頭数：15頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画（福島県第14次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画）及び福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標頭数：15頭

捕獲等の取組内容
捕獲時期については、農作物が始まる４月から対応し、農作物被害が多発する６月～１０月頃を重点的に実施する。 【ツキノワグマ】 捕獲は、周辺への危険防止及び実施隊員の安全を確保し、主に箱わなにより実施する。銃器による捕獲は、周辺の安全が十分に確保できた場合に限り実施する。 【イノシシ】 くくり罠及び箱わなによる捕獲を実施する。捕獲実績の高い市町村や専門家の指導、各種研修会への参加により、捕獲技術の向上を図る。 【ニホンザル】 サル専用の捕獲檻を導入し捕獲を実施する。捕獲実績の高い市町村や専門家の指導、各種研修会への参加により、捕獲技術の向上を図る。また、地域住民に対して追い払い花火を活用した正しい且つ効果的な手法を講習会において伝達し、集落ぐるみの対策を図る。 【ニホンジカ】 くくり罠による捕獲を中心に実施する。捕獲実績の高い市町村や専門家の指導、各種研修会への参加により、捕獲技術の向上を図る。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
特になし

(４) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
三島町一円	ニホンジカ

４．防護柵の設置等に関する事項

(１) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和７年度	令和８年度	令和９年度
ツキノワグマ イノシシ ニホンザル ニホンジカ	・電気柵 ・長さ 5,000m ・受益面積 5,000 ㎡	・電気柵 ・長さ 5,000m ・受益面積 5,000 ㎡	・電気柵 ・長さ 5,000m ・受益面積 5,000 ㎡

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ツキノワグマ イノシシ ニホンザル ニホンジカ	・地区、鳥獣対策団体、個人に対して、春季から侵入防止柵（電気柵）購入補助を行う。 ・設置、草刈り、撤去、保管は申請者が実施し、町側は実施状況を確認する。	・地区、鳥獣対策団体、個人に対して、春季から侵入防止柵（電気柵）購入補助を行う。 ・設置、草刈り、撤去、保管は申請者が実施し、町側は実施状況を確認する。	・地区、鳥獣対策団体、個人に対して、春季から侵入防止柵（電気柵）購入補助を行う。 ・設置、草刈り、撤去、保管は申請者が実施し、町側は実施状況を確認する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

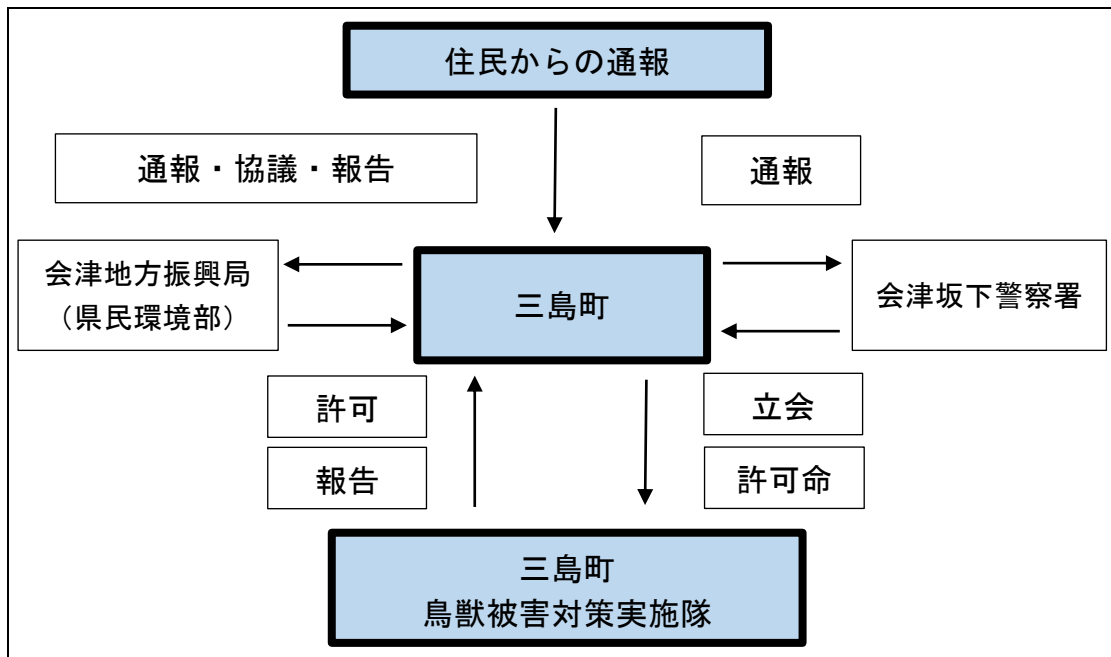
年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンザル ニホンジカ	・地域住民からの情報収集 ・被害状況調査と情報の提供 ・間伐による里山整備、放任果樹の伐採 ・鳥獣用火火を活用した追い払い
令和8年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンザル ニホンジカ	・地域住民からの情報収集 ・被害状況調査と情報の提供 ・間伐による里山整備、放任果樹の伐採 ・鳥獣用火火を活用した追い払い
令和9年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンザル ニホンジカ	・地域住民からの情報収集 ・被害状況調査と情報の提供 ・間伐による里山整備、放任果樹の伐採 ・鳥獣用火火を活用した追い払い

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
三島町	・被害情報の収集と住民への注意喚起を行う。 ・各関係機関との連絡調整を取り、捕獲許可の手続を速やかに行う。
三島町鳥獣被害対策実施隊 (有害鳥獣駆除隊)	・許可の下りた有害鳥獣の捕獲に従事する。
会津地方振興局 (県民環境部)	・町に対する捕獲許可、助言等を行う。
会津坂下警察署	・付近の住民に対する注意喚起を行う。 ・緊急時における住民の安全確保を図る。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋設により適切に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現在、ツキノワグマ及びイノシシ・ニホンジカは国からの出荷制限指示や摂取制限指示が出されており、当面の間捕獲した対象鳥獣を食品としての利用は困難ではあるが、出荷制限の解除に向けて可能な範囲で捕獲した鳥獣のモニタリング検査を実施する。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

特になし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

特になし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	三島町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
三島町	事務局及び会計を担当し、協議会に関する連絡調整を行う。
会津よつば農業協同組合	農作物被害の発生に応じて、当該地域における営農指導及び情報提供、防除技術指導を行う。
只見川漁業協同組合三島支部	淡水魚等の被害発生の情報提供を行う。
福島県猟友会両沼支部 三島分会	野生鳥獣の生息・生態の情報提供、捕獲技術の伝達を行う。
三島町鳥獣被害対策実施隊	野生鳥獣の生息・生態の情報提供や捕獲方法の助言等を行い、捕獲業務の実施にあたる。
会津若松地方森林組合	林業被害の発生に応じて、当該地域における林業指導及び情報提供、防除技術の助言を行う。
福島県鳥獣保護管理員	鳥獣保護の立場から、諸活動への助言・指導と情報提供を行う。
三島町区長会	被害状況の情報提供及び地域住民への伝達・連絡を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
会津森林管理署	森林整備等、林産物等の被害防止対策の指導等を行う。
会津農林事務所 (農業振興普及部・ 会津坂下農業普及所)	農作物の鳥獣被害防止対策の技術的指導を行う。
会津農林事務所 (森林林業部)	農地周辺の環境整備としての森林整備に関する情報提供、助言・指導を行う。
会津地方振興局 (県民環境部)	鳥獣の保護管理・狩猟等の指導、助言等を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

三島町鳥獣被害対策実施隊は、平成 26 年 4 月 1 日より設置されている。猟友会員を中心に構成されており、パトロールや罠設置により被害の防止を図る。

(令和 6 年 4 月 1 日委嘱：実施隊員 15 名(3 名が狩猟免許を新規取得しており、令和 7 年度からは 18 名体制となる。))

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会
対象鳥獣の生態調査及び被害防止対策の普及・推進を実施し、被害軽減等
を図る。

【構成機関】会津若松市、喜多方市、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、
西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、
金山町、昭和村、会津美里町、下郷町、檜枝岐村、
只見町、南会津町